

## 「肝疾患に関する専門医療機関」についての指定基準

北海道が指定する肝疾患に関する専門医療機関は、次の（１）から（６）までの基準を全て満たすものとする。

- （１） 専門知識を有する医師（「日本肝臓学会専門医」又は「日本消化器病学会専門医」）を配置していること。（常勤・非常勤を問わない。）
- （２） インターフェロンなど抗ウイルス療法を適切に実施していること。
- （３） 超音波検査などにより肝がんの診断が可能であること。
- （４） 学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を実施していること。
- （５） 肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか、施設間連携によって対応が可能であること。
- （６） かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等が可能であること。